

評価協会発第 0042 号
令和 2 年 12 月 23 日

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

会員機関 各位

「押印を求める手続の見直し等のために国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の
施行に伴う関連業務の対応について

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会



平素は当協会業務に格別のご厚情を賜り、厚く御礼申しあげます。

本日国土交通省より「押印を求める手続の見直し等のために国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年国土交通省令 98 号）（以下、「本省令」とする。）が公布されました。

今回の改正において、下記 1 の関係法令における申請者からの押印の取扱い等が改正されることから、本省令で改正される関連法令を根拠法とする 2 の当協会が実施要領等を定める業務等について、当面の取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1. 改正される関係法令

(1) 本省令において改正される関連法令の抜粋

第 103 条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）

第 134 条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）

第 137 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）

第 142 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）

(2) 主な改正事項

- 申請書や変更申請書における申請者や工事監理者、工事施工者の氏名又は名称を記載する欄の押印欄の廃止

- 申請書の受付欄における、申請受理者印から申請受理者氏名への変更

(3) 施行

令和 3 年 1 月 1 日

(4) 経過措置

改正前の様式による用紙は、当面の間、これを取り繕って使用することができる（本省令 98 号 附則 2）

2. 当協会が実施要領等を定める業務等における当面の対応

次の(1)から(6)は、本省令の主旨を踏まえ根拠法令に基づき、本省令の施行日以降に依頼者等から提出される依頼書や変更依頼書等において押印欄に押印が無いものについて、各機関にて受付して差し支えないものとします。併せて、受付欄の依頼受理者印についても、依頼受理者を記名する扱いとして差し支えないものとします。

- (1) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- (2) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付に係る業務
- (5) BELS評価業務
- (6) 建築物のエネルギー消費性能に係る任意評定業務

3. 実施要領等の改正予定について

当協会が定める実施要領等については順次改正する予定ですが、それまでに各機関において書式を改正いただいて差し支えございません。

4. その他

2. (1)から(5)以外の当協会が実施要領等を作成している業務等につきましても、本省令の適用範囲を確認しております。なお、現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務につきましては令和2年12月7日付メール「【事務連絡】すまい給付金に係る「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務の件」のとおり規程類の改正を予定しております。本省令に基づく申請手続きにおける押印廃止の有無の確認が取れ次第お知らせします。

【照会先】

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
事務局 担当：野上（03-5229-7440）